

八女市立福島保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 八女市が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八女市立福島保育所
- (2) 所在地 八女市稲富499番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 八女市立福島保育所（以下「当保育所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当保育所は、入所児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当保育所は、「八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年八女市条例第25号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当保育所の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 72人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 36人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 12人

(提供する保育等の内容)

第4条 当保育所は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告第117号）

に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に係る入所児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 延長保育

第7条第2項に認定された入所児が、やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る入所児に対し、第7条第2項に規定する時間の範囲内において延長保育を提供する。

- (3) 食事の提供

- (4) その他保育に関わる行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数については、基準を下回らない範囲で増減することがある。

- (1) 所長 1名（常勤専従）

所長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、入所児を全体的に把握し、保育所業務をつかさどる。

- (2) 主任保育士 若干名（常勤兼務）

主任保育士は、保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務、並びに地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、所長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 12名以上

保育士は、保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 給食員 2名以上

給食員は、入所児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1～2歳児の幼児

食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成し、献立に基づき給食及びおやつを調理する。

(5) 嘱託医 1人

嘱託医は、当保育所の入所児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び教育・保育認定保護者への相談及び指導を行う。

(6) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当保育所の入所児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び教育・保育認定保護者への相談及び指導を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時00分から16時00分まで又は9時00分から17時00分までの範囲内で教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時00分まで又は16時00分から18時30分までの範囲内で短時間保育の時間を超える保育(以下「延長保育事業」という。)を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当保育所の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村が定める利用者負担額(以下「保育料」という。)を八女市長に支払うものとする。

2 当保育所は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者は、当該市町村の定める保育料を支払うものとする。

この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう特定教育・保

育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当保育所は、前2項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当保育所は、市町村から保育の実施について通知を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 入所児が小学校に就学したとき。

(2) 2号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) 3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当保育所の職員は、保育の提供を行っているときに入所児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、八女市及び入所児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当保育所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当保育所は、入所児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他

必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当保育所は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第25号)第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用

1 日本スポーツ振興センター災害共済掛金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	保育中のけが等による治療を受けた際の保険料として	児童1人当たり 年額 250円

2 延長保育事業に係る利用料

入所児童1人あたり 1日1時間以内 100円
1時間超える毎に100円加算
(生活保護法による被保護世帯等減免あり)

3 2号認定こどもに係る食事（副食）の提供に要する費用

入所児童1人あたり、月額4,500円。ただし、次の掲げる児童を除く。

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 同一の世帯に特定教育・保育施設等を利用している子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子ども

4 2号認定こどもに係る食事（主食）の提供に要する費用

入所児童1人あたり、月額1,500円。ただし、八女市から教育・保育給付認定を受け入所している児童を除く。

5 卒園アルバムに係る負担金

入所児童のうち、さくら組（満5歳児クラス）1人あたり年額1,000円

※上記費用のうち、(1)は5月頃、(2)～(4)は毎月または翌月初め、
(5)は1月を目途に納入袋にて徴収します。

当保育所は、保護者から費用の支払いを受けた場合には、当該保

護者に対し領収書を交付するものとします。ただし、納入袋の領収印をもって領収証とすることもあります。